

## 掲載記事を募集します！

広報ふじさとでは、広報手段を持っていない団体やサークル、町民のみなさんが行う文化・学習・スポーツ・まちづくりなどの様々な催しや活動を紹介します。ぜひ、ご利用くださるようお知らせします。

### 【申込み・お問い合わせ先】

藤里町総務課総務係（広報担当）  
☎ 79-2111 FAX 79-2293

## みんなの掲示板

作品を紹介してほしい

発表会をするので来てほしい

ボランティアの参加を呼び掛けたい



●次回広報：4月26日発行号

●原稿締切日：4月10日（火）午後5時まで

## 平成30年度 町税等の納期について

科目	軽自動車税	固定資産税	町県民税	国民健康保険税	納期限
納期	1期	4期	4期	8期	
5月	◎	①			5月31日
6月			①		7月2日
7月		②		①	7月31日
8月				②	8月31日
9月			②	③	10月1日
10月		③		④	10月31日
11月			③	⑤	11月30日
12月		④		⑥	12月28日
1月			④	⑦	1月31日
2月				⑧	2月28日

～納税は便利で安心な「口座振替」で～

納税通知書や納税案内にも記載していますが、納期限を過ぎてしまうと、督促手数料・延滞金等が加算される場合があります。納期限までに納入していただきますよう、よろしくをお願いします。

また、納税に関する相談等は、随時受け付けていますので税務会計課までお問い合わせください。

### 確定申告が間違っていたとき

確定申告書を提出した後で、計算違いなど申告内容に間違いがあることに気付いたり、うっかりして確定申告書の提出を忘れていたりしている人はいませんか？もう一度確認してください。

税額を少なく申告した人は「修正申告書」を、多く申告したときは「更正の請求」をして正しい税額に訂正しましょう。

また、申告を忘れていたときは、直ちに確定申告をしてください。

【お問い合わせ先】 藤里町税務会計課 税務会計係 ☎ 79-2113

### 「教育長」コラム

3月11日は小学校の卒業式でした。とても慕われ尊敬された6年生でしたので、在校生の「涙のこだま」が響き渡る素晴らしい卒業式でした。

その中で「工藤校長」の式辞がとても感動的でしたので、ご紹介致します。

「これからの時代は、大きく変わります。夢のような未来が待っていてくれる時代ではなく、夢のある未来を、自分達で創る、そういう未来にみんなを変えていく時代になります。これまでは、ふるさと藤里町が君たちを育ててくれましたが、これからは君たちが、新しいふるさとを多くの方々と一緒に創る時代になるのです。

ふるさとを創る力は、皆さん自身の力となり、皆さんの未来を変えます。時代は、もう変わり始めています。どんなふるさとにしたのか、そのために、自分たちができることは何なのかを、町の方々と一緒に考え、それを実行してほしいのです。皆さんの心の中には、ふるさとへの誇りと自信、そして、ふるさとに生きる自分に対する誇りと自信が詰まっています。・・・どんなふるさとを創るのか、楽しみにしています。」

（教育長 浅利 美津子）